

監事監査報告書

令和5年5月22日

学校法人武蔵野美術大学

理事会 御中

評議員会 御中

学校法人武蔵野美術大学

監事

小川昭夫



監事

川上一郎



監事

田中信行



私たち学校法人武蔵野美術大学の監事は、私立学校法第37条第3項及び学校法人武蔵野美術大学寄附行為第10条第3項に基づき、学校法人武蔵野美術大学の令和4年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）の業務及び財産の状況並びに理事の業務執行の状況について監査を行いました。その結果について、次のとおり報告します。

監査方法の概要

理事会及び評議員会に出席するほか、理事から業務の報告を聴取し、会計帳簿及び決裁書類を閲覧するなど、必要と認めた監査手続を実施しました。

監査結果

学校法人の業務に関する決定及び執行は適切であり、計算書類、すなわち資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表及び財産目録は、会計帳簿の記載と合致し、学校法人の収支及び財産の状況を正しく示しており、業務若しくは財産又は理事の業務執行の状況に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認められる。

以上